

令和五年第一回

(二月十七日)

特別区競馬組合議会定例会

会

議

録

特別区競馬組合議会

令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和五年二月十七日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
出席議会事務局職員	3
議事日程	3
開会・開議	4
会議録署名議員の指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果報告	4
挨拶（武井雅昭管理者）	5
日程第一 会期の決定について	5
日程第二 議案第一号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例	6
日程第三 議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	6
日程第四 議案第三号 特別区競馬組合財産価格審議会条例	6
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	6
委員会付託	9
日程第五 議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算	9

提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	9
委員会付託	11
会議時間の延長	11
管理者退席（武井雅昭管理者）	11
休憩	12
再開	12
各委員会審査報告書の提出	12
追加日程第一 議案第一号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例	12
追加日程第二 議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	12
追加日程第三 議案第三号 特別区競馬組合財産価格審議会条例	12
委員長の報告（坂本あずま副委員長）	13
採決	13
追加日程第四 議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算	14
採決	14
日程第六 議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会個人情報保護条例	15
採決	15
会期中の閉会	15
挨拶（小柳津明副管理者）	16
閉会	16
資料の部	21
議案の部	29

令和五年第一回特別区競馬組合議公会定例会議録

一期 日 令和五年二月十七日(金)

二場 所 東京区政会館 一九一会議室

三 出席議員(十九名)

十九番	十八番	十七番	十四番	十三番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
(墨田区)	(練馬区)	(板橋区)	(中野区)	(渋谷区)	(大田区)	(目黒区)	(品川区)	(荒川区)	(北区)	(台東区)	(文京区)	(新宿区)	(港区)	(中央区)	(千代田区)
木内君	藤井君	坂本君	内川君	齋藤君	鈴木君	宮澤君	本多君	志村君	名取君	水島君	田中君	桑原君	ゆうき君	木村君	桜井君
	たかし	あずまお	和久	竜一	隆之	宏行	健信	博司	ひであき	道徳	としかね	ようへい	くみこ	克一	ただし
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

二十番

二十一番

二十二番

四 欠席議員(四名)

十二番

十五番

十六番

二十三番

五 出席説明員

管 理 者

副 管 理 者

競馬事務局長(事業担当部長兼務)

経営企画担当部長

総務担当部長

競馬事務局副参事

経営企画室長

場外経営担当課長

広報課長

システム課長

総務課長

経理課長

(江 東 区)

(足 立 区)

(葛 飾 区)

(世 田 谷 区)

(杉 並 区)

(豊 島 区)

(江 戸 川 区)

山

工

峯

下

脇

木

福

本

藤

岸

山

坂

下

本

香

哲

良

芳

た

光

代

也

至

男

や

浩

君

君

君

君

君

君

お客様事業課長

競走課長

厩舎管理課長（小林牧場長兼務）

監査委員事務局長

六 出席議事事務局職員

議事事務局長

議事担当課長

書記

書記

七 議事日程

日程第一 会期の決定について

日程第二 議案第一号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

日程第三 議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第三号 特別区競馬組合財産価格審議会条例

日程第五 議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算

日程第六 議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会個人情報保護条例

追加日程第一 議案第一号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

追加日程第二 議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第三 議案第三号 特別区競馬組合財産価格審議会条例

追加日程第四 議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算

木村洋之君

中島浩司君

笹岡賢治君

古橋豊君

志賀美知代君

小池浩三郎君

大沼光輝君

佐藤雅展君

開 会（午後二時十九分）

○議長（藤井たかし君） ただいまから、令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第百十二条の規定に基づき、九番、本多健信議員、十番、宮澤宏行議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について議会議務局長に報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

一、令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

なお、ただいまご出席いただいている議員は十九名でございます。

○議長（藤井たかし君） 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、議会議務局長より報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和四年十一月分及び十二月分の例月出納検査の結果について、報告の写しをお配りしてございますので、配付をもって報告いたします。

○議長（藤井たかし君） ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

武井管理者。

○管理者（武井雅昭君） 特別区競馬組合管理者の港区長の武井でございます。

本日は、令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会を招集申し上げますところ、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より競馬組合の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日、ご審議をいただきます案件は、条例案件三件、予算案件一件の計四件の議案をご提案申し上げます。慎重なご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（藤井たかし君） 管理者の挨拶が終わりました。

これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

日程第一 会期の決定について

○議長（藤井たかし君） 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日二月十七日から二十一日までの五日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日二月十七日から二十一日までの五日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第二から日程第四までを一括議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

日程第二 議案第一号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

日程第三 議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第三号 特別区競馬組合財産価格審議会条例

○議長（藤井たかし君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第一号、特別区競馬組合個人情報保護法施行条例、議案第二号、特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第三号、特別区競馬組合財産価格審議会条例につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。縦書きの議案書（一）の一ページをお開き願います。

初めに、議案第一号、特別区競馬組合個人情報保護法施行条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、本年四月からの個人情報情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、同法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。条例は、一ページの第一条から四ページの第十条並びに附則第一項から第十二項で構成されており、それぞれ見出しの内容について記載の条文を定めるものでございます。

それでは、順にご説明いたします。

第一条は条例の趣旨を、第二条は用語の定めを、第三条は個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときの事務の登録について定めるものでございます。

第四条は、法の規定に基づき、実施機関は保有個人情報の安全管理措置を講じなければならないと定め、第五条は、開示請求書等の記載事項について、法に掲げる事項のほか、組合規則で定める事項を記載することを定めるものでございます。

第六条は、開示請求に係る手数料及び費用負担についての定めで、開示請求の手料は無料とし、第二項において、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとし、その額は、第三項において管理者が別に定めるとしております。

第七条及び第八条は、制度の適正かつ円滑な運営を図るため、附属機関として運営審議会を設置すること、及びその所掌事項を定めるもので、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるとき、審議会に諮問することができると規定しております。

第九条は運用状況の公表、第十条は、必要な事項についての委任条項でございます。

次に、本条例の附則でございます。

第一項は、本条例は令和五年四月一日から施行することとし、第二項において、現行の特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例を廃止するものでございます。

第三項から第十項は、経過措置に関する定めとなっており、第三項は、旧条例に基づく守秘義務については施行後もその義務を負うものとし、第四項は、旧条例による個人情報事務登録簿の登録事項は本条例の個人情報登録簿に登録されたものとみなすもの、第五項は、旧条例に基づく開示請求等について、施行の際に開示決定等されていないものの開示決定等については、なお従前の例によるものとする規定でございます。

第六項は、旧審議会の委員であった者に係る旧条例に基づく守秘義務については、施行後もなお従前の例によるものとし、第七項は、旧審議会の委員であった者は、施行後において運営審議会の委員に委嘱を受けた者とみなすものでございます。

第八項から第十項は、旧実施機関の職員及び委託等を受けた者に係る罰則規定を定めるものでございます。

第十一項及び第十二項は関係条例の整備で、改正の内容について新旧対照表についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、七ページをお開き願います。

第十一項は、特別区競馬組合行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部改正で、引用している条文を整理し、その他所要の改正を行うもので、令和五年四月一日より施行するものでございます。

恐れ入ります、八ページをお開き願います。

第十二項は、特別区競馬組合議会等の聴聞等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正で、引用する条例を整理し、その他所要な改正を行うもので、令和五年四月一日より施行するものでございます。

恐れ入ります、九ページをお開き願います。

続きまして、議案第二号、特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の期末手当の支給割合を改定するものでございます。恐れ入ります、十ページをお開き願います。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第四条第三項に規定しております期末手当の支給割合について、三月支給を廃止し、六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合の支給率を百分の百八十三と改めるもので、令和五年四月一日から施行するものでございます。

恐れ入ります、十一ページをお開き願います。

続きまして、議案第三号、特別区競馬組合財産価格審議会条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、管理者の附属機関として、本組合の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格について審議を行い、答申を提出する財産価格審議会を設置するために必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第一条は、管理者の附属機関として財産価格審議会を置くことについて定めるものでございます。

第二条は、審議会は、管理者の諮問に応じ、不動産以下各号に関する価格を評定して答申することを定めるものでございます。

第三条は、審議会は、管理者が委嘱又は任命する委員四人以内をもって組織することを、第四条は、委員の任期は二年と

し、ただし、再任を妨げないことを定めるものとございます。

第五条は、会長の設置及びその権限について、第六条は、審議会は、管理者が招集することについて、第七条は、専門の事項を調査するため、委員のほかに管理者が委嘱した専門委員を置くことができることについて、第八条は、定足数並びに評決数について、それぞれ定めるものとございます。

第九条は、必要な事項についての委任条項でございませう。

条文は以上でございまして、附則は本条例の施行日を定めるものとございます。

以上で、議案第一号、第二号及び第三号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井たかし君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第五を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第五 議案第四号 令和五年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（藤井たかし君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま議題となりました、議案第四号、令和五年度特別区競馬組合一般会計予算につきまして、

ご説明申し上げます。

横書きの議案書（二）の三ページをお開き願います。

本案は、予算総則第一条において、令和五年度特別区競馬組合一般会計予算は次に定めるところによるものとし、具体的

な内容につきましては、第二条以下で規定するものとさせていただきます。

第二条は、業務の予定量を定めるもので、(一)は年間の開催日数を九十八日とし、(二)は発売場所を、(三)は総利用人員を、(四)は大井競馬場において施行する競走数を、(五)は他場本場の場外発売について、それぞれ記載のとおり定めるものとさせていただきます。

第三条は、収益的収入及び支出の予定額についての定めで、収入につきましては、第一款営業収益は、第一項競馬開催収益、第二項場外業務収益、第三項その他営業収益の額を合計し、二千八億二千七百七十九万五千円でさせていただきます。

次の第二款営業外収益は、第一項受取利息及び配当金から第六項雑収益まで記載の金額を合計し、五億四千八百十六万六千円でございます。

第三款特別利益は、第一項固定資産売却益から第三項のその他特別利益まで、いずれも科目存置で合計三千円でございます。

続きまして、支出についてご説明申し上げます。

四ページをお開き願います。

第一款営業費用は、第一項競馬開催費用、第二項場間場外費用、第三項一般管理費、第四項償却費の合計で、千九百二十七億八千七百七十三万九千円でございます。

第二款営業外費用は、第一項支払利息、第二項株式配当金配分金、第三項公課費、第四項その他営業外費用を合計し、九億三千八百七十三万七千円でございます。

第三款特別損失は、款合計で三千四十九万二千円、第四款予備費は十億円の計上でございます。

次に、第四条は、資本的収入及び支出についての定めで、収入は、第一款資本的収入、第一項補助金と第二項固定資産売却代金の合計で、一億七百七十五万三千円でございます。

支出は、第一款資本的支出、第一項建設改良費、十億七千二百九十一万三千円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する九億六千五百十六万円につきましては、損益勘定留保資金及び利益

剰余金から補填するものでございます。

第五条は、一時借入金の限度額を三十億円と定め、第六条は、項レベルでの流用ができる場合の定めで、(一)に記載された経費については、予算額に過不足を生じた場合、同一の款内で各項目間の流用ができるものでございます。

第七条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めで、記載の職員給与費は議決を経なければ流用できないとするものでございます。

第八条は、たな卸資産の購入限度額を一億六百六十六万九千円と定め、第九条は、取得する重要な資産を記載のとおりとするものでございます。

九ページ以降は令和五年度特別区競馬組合一般会計予算の説明書でございまして、九ページから十一ページが予算実施計画、十三ページが予定キャッシュ・フロー計算書、十五ページから十九ページが給与費明細書、二十ページ、二十一ページが予定損益計算書、二十二ページから二十五ページが予定貸借対照表、二十六ページが注記事項でございます。

以上、令和五年二月十七日提出、管理者名でございします。

議案第四号の説明は以上でございします。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井たかし君） 提案理由の説明は終わりました。

本案については、委員会条例第四条第一項及び第二項の規定により、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしましたと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

なお、ここで、武井管理者は公務のためご退席でございします。

休 憩（午後二時三十六分）

再 開（午後三時三十五分）

○議長（藤井たかし君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、総務・事業副委員長及び予算特別委員長から各委員会の審査結果報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもってご報告いたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第一号ほか三件を本日の日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第一号ほか三件を本日の日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。追加日程第一から追加日程第三までを一括議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

追加日程第一	議案第一号	特別区競馬組合個人情報保護法施行条例
追加日程第二	議案第二号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第三	議案第三号	特別区競馬組合財産価格審議会条例

○議長（藤井たかし君） これらの案につきまして、総務・事業副委員長の報告を求めます。

坂本総務・事業副委員長。

○総務・事業副委員長（坂本あずまお君） 総務・事業委員会に付託されました議案第一号、議案第二号及び議案第三号の審査経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。委員からは、議案第三号の審査において、小林牧場厩舎関係者住宅用土地の購入等の関連等について質疑があり、採決の結果、委員会は議案第一号、第二号及び議案第三号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（藤井たかし君） ただいまの報告に対し、ご質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決であります。

議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第一号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第二号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第三号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第三号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第四を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

追加日程第四

議案第四号

令和五年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（藤井たかし君） 本案につきましては、全議員で構成する予算特別委員会で審査しておりますので、委員長報告は省略いたします。

これより採決いたします。

予算特別委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第四号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第四号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第六を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

○議長（藤井たかし君） 本案につきましては、会議規則第三十六条第三項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第一号は、提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより採決いたします。

議員提出議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第一号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小柳津副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 管理者に代わりまして、私からご挨拶申し上げます。

本日もご提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、ご決定を賜りました。誠にありがとうございます。

来年度の事業運営に当たりましては、アフターコロナを見据えながら、効果的に予算を執行し、売上げの向上を図ってまいります。議長をはじめ、皆様方のお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（藤井たかし君） 副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉

会（午後三時四十二分）

会議録署名議員

議長 藤井 たかし

議員 本多 健信

議員 宮澤 宏行

資
料
の
部

令和5年第1回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和5年2月17日(金) 午後2時10分開議

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第1号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例
- 日程第3 議案第2号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 特別区競馬組合財産価格審議会条例
- 日程第5 議案第4号 令和5年度特別区競馬組合一般会計予算
- 日程第6 議員提出議案第1号 特別区競馬組合議会個人情報保護条例



4特競総第1370号
令和5年2月10日

特別区競馬組合議会

議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合

管理者 武井 雅昭

令和5年第1回特別区競馬組合議会定例会の招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日
令和5年2月17日(金)
- 2 場 所
東京区政会館 19階 191会議室
以 上

写

4 特競総第 1371 号
令和 5 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合
管理者 武井 雅昭

議案の送付について

このことについて、令和 5 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件を下記のとおり送付いたします。

記

- 1 条例案件
 - 議案第 1 号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例
 - 議案第 2 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 3 号 特別区競馬組合財産価格審議会条例
 - 2 予算案件
 - 議案第 4 号 令和 5 年度特別区競馬組合一般会計予算
- 以 上

特別区競馬組合告示第八号

令和五年第一回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和五年二月十日

写

特別区競馬組合
管理者 武井 雅昭

一 期日 令和五年二月十七日（金）

二 場所 東京区政会館 十九階 一九一会議室



4 特競総第 1417 号
令和 5 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合
管理者 武井 雅 昭

令和 5 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

4 特競議第 240 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知いたします。

記

1 組合役員

管 理 者 武井 雅 昭
副 管 理 者 小柳 津 明

2 職 員

競馬事務局長 桑野 俊 郎
(事業担当部長兼務)
経営企画担当部長 岸 幸 弘
総務担当部長 粕谷 招 世
競馬事務局副参事 小山 昭 二
経営企画室長 岡 邑 誠
場外経営担当課長 山田 健一郎
広報課長 渡邊 明 雄
システム課長 赤瀬 貴 之
総務課長 佐藤 和 也
経理課長 山本 英 一
お客様事業課長 木村 洋 之
競走課長 中島 浩 司
厩舎管理課長 笹岡 賢 治
(小林牧場長兼務)
監査委員事務局長 古橋 豊

以 上



4 特競監第 127 号
令和 4 年 12 月 23 日

特別区競馬組合
議 長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 ゆうき くみこ

令和 4 年 11 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 4 年 12 月 21 日 (水)
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 4 年 11 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 4 年 11 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

(別紙掲載は省略)



4 特競監第 139 号
令和 5 年 1 月 31 日

特別区競馬組合
議 長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 ゆうき くみこ

令和 4 年 12 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 5 年 1 月 26 日（木）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 4 年 12 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 4 年 12 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

（別紙掲載は省略）

令和 5 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程（第 1 号）

令和 5 年 2 月 1 7 日（金）午後 2 時 1 0 分開議

- 追加日程第 1 議案第 1 号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例
- 追加日程第 2 議案第 2 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例
の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 3 号 特別区競馬組合財産価格審議会条例
- 追加日程第 4 議案第 4 号 令和 5 年度特別区競馬組合一般会計予算



令和5年2月17日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合議会
総務・事業副委員長 坂本 あずまお

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第1号	特別区競馬組合個人情報保護法施行条例	原案可決
議案第2号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	特別区競馬組合財産価格審議会条例	原案可決



令和5年2月17日

特別区競馬組合議会
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合議会
予算特別委員長 内川 和久

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第4号	令和5年度特別区競馬組合一般会計予算	原案可決

議
案
の
部

議案第一号

特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十七日

提出者

特別区競馬組合管理者

武井 雅昭

特別区競馬組合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(事務の登録)

第三条 実施機関（管理者及び監査委員をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、事務ごとに、次に掲げる事項を記載した帳票（以下「個人情報事務登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 事務の名称
- 二 事務の目的
- 三 対象となる個人の範囲

四 個人情報の記録項目

五 前各号に掲げるもののほか、特別区競馬組合規則（以下「組合規則」という。）で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定により登録した事務を変更し、又は廃止するときは、当該登録を修正し、又は抹消しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報を取り扱う事務を開始した後において、個人情報事務登録簿への登録又は修正をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該登録又は修正をしなければならない。

4 実施機関は、前三項の規定により事務を登録し、修正し、又は抹消したときは、その旨を特別区競馬組合個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）に報告しなければならない。

5 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(安全管理措置)

第四条 実施機関は、法第六十六条第一項の規定により、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(開示請求等の記載事項)

第五条 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書には、それぞれ法第七十七条第一項各号、法第九十一条第一項各号及び法第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、組合規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

3 前項の費用の額については、管理者が別に定める。
(運営審議会)

第七条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、管理者の附属機関として、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、管理者が委嘱する委員五人以内をもって組織する。

3 委員の任期は二年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、運営審議会に諮問することができる。

一 この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

5 運営審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

6 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、組合規則で定める。

(運営審議会の所掌事項)

第八条 運営審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

一 前条第四項の規定に基づき、実施機関から諮問のあった事項について審議し、答申すること。

二 特別区競馬組合議会個人情報保護条例（令和五年特別区競馬組合条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第五十一条の規定に基づき、特別区競馬組合議会議長から諮問のあった事項について審議し、答申すること。

三 第三条第四項及び議会個人情報保護条例第八条第四項の規定に基づき、報告を受けること。

(運用状況の公表)

第九条 管理者は、毎年度、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第五号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第三条第二項又は第十一条第二項の規定による職務上又はその事務に関して知り得た旧条例第二条第二号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

4 この条例の施行の前日に旧条例第七条第一項から第三項までの規定に基づき個人情報事務登録簿に登録されている事務について

- は、この条例の施行の日に第三条第一項の規定に基づき個人情報事務登録簿に登録されたものとみなす。
- 5 この条例の施行の日前にされた旧条例第十八条から第二十一条までの規定に基づく請求であつて、この条例の施行の際現に当該請求に対する開示の決定等がされていないものについての開示の決定等については、なお従前の例による。
- 6 旧条例第二十九条第一項の規定により設置された同条第二項に規定する特別区競馬組合個人情報保護運営審議会（以下「旧運営審議会」という。）の委員であつた者に係る同条第五項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧運営審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第七条第二項の規定により運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。
- 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第三号に規定する保有個人情報のうち電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 一 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であつた者
- 二 附則第三項第二号に掲げる者
- 9 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第三号に規定する保有個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第二項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

- よる。
- （特別区競馬組合行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部改正）
- 11 特別区競馬組合行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第六号）の一部を次のように改正する。
- 第一条の二第一項中「及び特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第五号）第二十八条第二項」を、「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第三項において準用する同条第一項及び特別区競馬組合議会個人情報保護条例（令和五年特別区競馬組合条例第 号）第四十六条第一項」に改め、「（以下「条例諮問」という。）」を削る。
- 第七条中「条例諮問」を「第一条の二第一項の規定」に改める。
- （特別区競馬組合議会等の聴聞等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正）
- 12 特別区競馬組合議会等の聴聞等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例（平成三年特別区競馬組合条例第三号）の一部を次のように改正する。
- 題名中「並びに」を「及び」に改める。
- 第二条第四号中「特別区競馬組合個人情報の保護に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第五号）第二十九条第四項」を「特別区競馬組合個人情報保護法施行条例（令和五年特別区競馬組合条例第 号）第七条第五項」に改める。
- （提案理由）
- 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める。

議案第二号

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十七日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例（昭和四十二年特別区競馬組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中、「三月に支給する場合においては百分の三十」を削り、「六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十五」を「六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合においては百分の百八十三」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の期末手当の支給割合を改定する必要がある。

議案第三号

特別区競馬組合財産価格審議会条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十七日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合財産価格審議会条例

（設置）

第一条 特別区競馬組合（以下「組合」という。）の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金（以下「価格」という。）を評定するため、管理者の附属機関として特別区競馬組合財産価格審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第二条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げるものに関する価格を評定して答申する。

- 一 不動産
- 二 前号の従物
- 三 地上権、地役権その他これらに準ずる権利
- 四 不動産の信託の受益権
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるもの

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき管理者が委嘱又は任命する委員四人以内をもって組織する。

一 学識経験者 三人以内

二 組合職員

(委員の任期)

第四条 前条第一号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、第三条第一号の委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、管理者が招集する。

(専門委員)

第七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから管理者が委嘱する。

(定足数及び表決数)

第八条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 議事に直接の利害関係を有する委員は、その表決に加わることができない。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

管理者の附属機関として、本組合の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格について審議を行い、答申を提出する財産価格審議会を設置するため。

議案第4号

令和5年度特別区競馬組合一般会計予算

令和5年度特別区競馬組合一般会計予算

(総則)

第1条 令和5年度特別区競馬組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間開催日数 98日
- (2) 発売場所
大井本場、オフト後楽園、オフト汐留、オフト京王閣、オフトひたちなか、オフト大郷、新潟地区、益田、オフト伊勢崎、山形地区、SPAT4、浦和、船橋地区、川崎地区、北海道地区(道営)、北海道地区(ばんえい)、岩手地区、金沢、笠松地区、愛知地区、兵庫地区、高知地区、佐賀地区、BAOO東日本、BAOO西日本、オッズパーク、楽天競馬、JRAネット投票
- (3) 総利用人員 2,351万6,600人
(うち大井競馬場入場者数 30万7,500人)
- (4) 大井競馬場において施行する競走数 1,157競走
- (5) 他場本場における大井競馬場及び専用場外発売所場外発売
浦和本場、船橋本場、川崎本場、広域本場、JRA本場

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 営業収益	200,821,795	千円
第1項 競馬開催収益	190,871,080	千円
第2項 場外業務収益	9,825,776	千円
第3項 その他営業収益	124,939	千円
第2款 営業外収益	548,166	千円
第1項 受取利息及び配当金	331,055	千円
第2項 分担金及び負担金	1	千円
第3項 補助金	205,121	千円
第4項 還付金	1	千円
第5項 長期前受金戻入益	10,486	千円
第6項 雑収益	1,502	千円
第3款 特別利益	3	千円
第1項 固定資産売却益	1	千円
第2項 過年度修正益	1	千円
第3項 その他特別利益	1	千円

		支 出
第1款	営業費用	192,781,739千円
第1項	競馬開催費用	185,535,458千円
第2項	場間場外費用	6,546,363千円
第3項	一般管理費	307,822千円
第4項	償却費	392,096千円
第2款	営業外費用	938,737千円
第1項	支払利息	1千円
第2項	株式配当金配分金	223,376千円
第3項	公課費	482,094千円
第4項	その他営業外費用	233,266千円
第3款	特別損失	30,492千円
第1項	固定資産除却損	30,490千円
第2項	過年度修正費用	1千円
第3項	その他特別損失	1千円
第4款	予備費	1,000,000千円
第1項	予備費	1,000,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額965,160千円は、損益勘定留保資金698,759千円及び利益剰余金266,401千円で補てんするものとする)。

		収 入
第1款	資本的収入	107,753千円
第1項	補助金	107,752千円
第2項	固定資産売却代金	1千円
		支 出
第1款	資本的支出	1,072,913千円
第1項	建設改良費	1,072,913千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、

法定福利費引当金繰入額及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額及び共済費) 1,081,472千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、106,669千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	土 地	住宅用地	1式
	什器備品	投票端末機	1式
	什器備品	投票端末新紙幣対応	1式
	什器備品	キャッシュレス投票システム	1式

令和5年2月17日 提出

特別区競馬組合管理者 武 井 雅 昭

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 三 団体の利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 四 不正な利用の禁止（不正な利用の禁止）
 第六条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
 第七条 議会は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。
 第八条（個人情報事務登録簿）
 議会は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、事務ごとに登録しなければならない。次に掲げる事項を記載した帳票（以下「個人情報事務登録簿」という。）に登録しなければならない。
 一 事務の名称
 二 事務の目的
 三 対象となる個人の範囲
 四 個人情報の記録項目
 五 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項
 議長は、前項の規定により登録した事項に係る事務を変更し、又は廃止するとき、当該登録した事項を修正し、又は抹消しなければならない。議長は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報を取り扱う事務を開始した後において、個人情報を登録簿に登録し、又は登録した

十二 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十五号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。
 十三 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
 第三條（議会の責務）
 第三條 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
 第二章 個人情報の取扱い
 第四條（個人情報の保有の制限等）
 第四條 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十三条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限りにかつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
 二 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
 三 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。
 第五條（利用目的の明示）
 第五條 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するとき、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。又は財産の保護のために緊急に必要なとき。
 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要なとき。

4 修正し、前三項の規定により個人情報事務登録簿に登録し、又は登録した事項を修正し、若しくは抹消したときは、その旨を特別区競馬組合個人情報保護法施行条例（令和五年特別区競馬組合条例第一号）第七條に基づき設置される特別区競馬組合個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）に報告しなければならない。

5 議長は、個人情報事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

9 議長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

10 安全管理措置は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

11 従事者の義務）
 従事者個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二條第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十四條において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、

又は不当な目的に利用してはならない。

12 漏えい等の通知）
 確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第二十一條各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

13 利用及び提供の制限）
 情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあることを認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報の利用することについて相当の理由があるとき。

三 管理者、監査委員若しくは公平委員会、管理者が設立した地方独立行政法人、法第

他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第

第十四条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に

第三十九条第一項第二号	第十三条第一項及び第二項	番号利用法第十九条
第三十九条第一項第一号	又は第十三条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
	は本人に提供するとき	第十三条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集された番号若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報に含まれる）に記

第十三条第二項	本人の同意があるとき、又は提供するとき、又は提供するとき	人の生命、身体又は財産の
第十三条第二項第一号	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十三条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的

二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益に前項の規定は、その他保有個人情報を利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

五 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。

六 保有特定個人情報に関する表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十九号) 第二項第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。) を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

第 5 条 (匿名加工情報の取扱いに係る義務)
 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)

第 17 条 議会は、匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を個人情報から削除された記述等若しくは個人情報識別符号若しくは当該匿名加工情報を個人情報と照合してはならない。

第 2 条 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

第 3 条 前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)

第 18 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルの作成し、公表しなければならない。

第十六条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものとす。

第 15 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得することが想定される個人情報に限り、当該第三者が当該個人情報を個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 14 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 13 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 12 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 11 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 10 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 9 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 8 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 7 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 6 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 5 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

第 4 条 個人情報は、第三者に個人情報を提供することを求めるときは、個人情報は、個人情報として取得するに必要措置を講ずることを求めるものとする。

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正及び特別区競馬組合個人情報の保護の保護に関する条例の廃止を踏まえ、議会の個人情報を引き続き適切に保護するため、新たに条例を制定する必要がある。

令和五年第一回特別区競馬組合議定会定例会会議録

令和五年三月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議事事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

